

和解の規律に関する諸外国の制度

資料 2-1

	アメリカ合衆国	カナダ(オンタリオ州)	カナダ(ケベック州)	デンマーク	ノルウェー
	連邦民事訴訟規則	クラス訴訟法	民事訴訟法典第9編	司法管理法第23章a	民事紛争における調停及び訴訟に関する法律
許可等の要否	○裁判所による承認が必要(第23条(e)項(1)(A))。 ○いわゆるクーポン和解を行う際には、和解内容がクラス構成員にとって適正・合理的で、かつ十分なものである旨の裁判所の書面による意見がなければ、クーポン和解は認可されない(28 U.S.C § 1712(e))。	○和解は、裁判所の許可を得なければ、効力を生じない(第29条第2項)。	○和解は、請求の全体について留保される場合を除き、裁判所の許可がない限り、無効とされる(第1025条第1項)。	○グループ代表者が相手方当事者との間で行う訴訟上の和解は、裁判所の認可により効力が生じる(第254条h)。	(オプト・アウト方式) ○手続に参加しないクラスメンバーを保護するため、オプト・アウト方式の訴訟手続における和解は、裁判所の認可を必要とする(第35-11条第3項)。 (オプト・イン方式) ○オプト・イン方式の場合、和解の際に裁判所の認可は不要であり、裁判所の監視や後見は、通常の訴訟における和解の場合と異ならない。この監視や後見としては、和解が強行法規に違反していないか、当事者が処分できる権利や利益であるか、和解の形成過程に詐欺や強迫などがないかなどである。
許可等の要否の基準	○裁判所は、審理を行い、和解内容が公平で合理的で適切であると判断した場合にのみ、和解を承認することができる(第23条(e)項(1)(c))。 ○和解を承認する際の具体的な考慮要素:①訴えの内容及び予想される反論、②和解案は公平かつ誠実に交渉されたものか、③訴訟の最終的な結論に疑問を抱かせるような法律上ないし事実上の争点はないか、④和解により現時点で得られる救済の価値が、長期化した訴訟のあとで得られる可能性のある救済をこえるものか、⑤当事者が和解内容を公平で合理的なものと考えているか、⑥被告の支払能力、⑦クラス構成員から出された異議の数及びその内容、⑧損害を立証する際のリスク、⑨訴訟を継続した場合の複雑さ、期間及び費用、⑩現在の手続の進行状況等がある。	○裁判官は和解の許可の審理において、和解案が公正かつ合理的で関係者(クラス構成員)の最善の利益にかなうものであるようにする責務を負うとされる。		○和解の内容がグループメンバーを平等に扱っていない場合や、明らかに不当なものである場合以外は、裁判所は和解を認可しなければならない(第254条h)。	(オプト・アウト方式) ○個々の構成員が和解の内容を理解していること、クラスの代表者が和解の内容を構成員に通知する義務があること、個々の構成員が和解の内容を理解しており、自身の要求を主張できることが必要とされる。
和解の通知・内容等に関する要否	○和解内容に拘束されることになる全てのクラス構成員に、合理的な方法で告知されなければならない(第23条(e)項(1)(B))。 ○和解の際の告知において、オプト・アウトの権利が付与されなければならない(第23条(e)項(3))。	○裁判所は和解を許可する場合は告知をすべきかどうかを決めるとともに、告知をする場合、次の(a)から(c)事項を告知に記載すべきかどうかを決める(第29条第4項)。 (a)訴訟の運営に関する説明 (b)訴訟の結果に関する説明 (c)和解金の分配に関する計画	○和解の許可は通知が構成員に対してされた場合にのみ付与される(第1025条第1項)。 ○和解のための通知は以下の情報を含むものとする(第1025条第2項)。 (a)和解が、特定の日及び場所に許可のために裁判所に提出される旨 (b)和解の内容及び定められた履行の方法 (c)構成員が自己の権利を立証するためによるべき手続 (d)構成員が提案された和解及び必要があれば残余金の処分についての意見を裁判所に述べることができる旨	○和解の認可決定はグループメンバーに通知することを要する(第254条h)。 ○和解の認可決定に関する通知は、裁判所が決定する方法により行う(第254条e第9項)	(オプト・アウト方式) ○クラスの代表者は和解の内容を構成員に通知する義務がある。
和解の効果	○和解から脱退する意思表示のない限り、和解内容について合意したとみなされる。	○裁判所が許可した和解はクラス構成員全員を拘束する(第29条第3項)		○集団訴訟を構成するグループメンバーを拘束する(第254条h)。	
その他	○裁判所による和解条項変更権 裁判所は和解を承認するかしないかの権限しかなく、和解条項を職権で変更させる権限までではない。しかし、承認拒否を示唆しながら、和解条項の変更を要求することにより、事実上変更させることが可能といわれている。 ○州の司法長官(attorney general)等に和解内容を被告が通知し、異議を申し立てることを認めることや、この通知から90日を経過した後でない限り和解案の承認がなされないなどの措置を講じている(28 U.S.C. § 1715)。	○クラス・アクションの和解の局面では、弁護士とクラス構成員との間で利益相反が生じやすいことから、代表原告側弁護士には、「クラス」に対して「受任者としての義務」を負っており、和解交渉に際しては、クラスの利益を最優先しなければならない。		○和解に関する規定は、オプト・イン型、オプト・アウト型の2つの類型を通じて共通である。	(共通) ○クラス・アクションの訴えの認可があった際に行われる通知・公告内容として、和解に関してクラス代表者がどのような権限を有するか説明の記載をしなければならない(第35-5条第2項) ○判決における総額判決はできないが、和解の場合は総額でも可能とされる。

本資料は下記文献等を参考に消費者庁企画課において作成したものである。
 ・平成18年度内閣府海外調査『ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査』
 ・平成20年度内閣府海外調査『諸外国における集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』
 ・平成21年度消費者庁海外調査『アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』
 ・内閣府 集団的消費者被害回復制度等に関する研究会 配布資料
 ・消費者庁 集団的消費者被害救済制度研究会 配布資料
 ・日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会『アメリカ合衆国クラス・アクション調査報告書』
 ・日本弁護士連合会、京都弁護士会『ブラジル・集団的権利保護訴訟制度調査報告書』
 ・日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会『調査報告書・韓国の消費者政策』

・大村雅彦、三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』
 ・高翔龍『韓国法(第2版)』
 ・松田政行、増田雅史『Google Book Search クラスアクションの和解に関する解説』
 ・渡辺愷之、吉川英一郎、北坂尚洋編訳『英和对訳アメリカ連邦民事訴訟規則』
 ・大村雅彦「カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(上)・(下)」NBL911、912号
 ・長谷部由起子「オランダの集会的和解制度の概要(上)・(下)」NBL913、914号
 ・三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要(上)・(下)」NBL915、916号
 ・上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要」NBL917号

	スウェーデン	ブラジル	オランダ	韓国
	集団訴訟手続に関する法律	消費者保護法	民法及び民事訴訟法を改正する2005年6月23日の法律	消費者基本法
許可等の要否	○原告が集団のために締結する和解は、判決によって確認されるときは有効となる(第26条)。	○クラスアクションに特有の規定はなく、通常の民事訴訟と同様に和解することができるが、ブラジル民事訴訟法では、和解には裁判官の許可を要するとされている(民事訴訟法第449条)。	【集会的和解制度】 集会的和解の手続は、裁判外で行われる和解交渉によって開始される。この裁判外の交渉の過程については法定されておらず、交渉に当たる当事者の自律に委ねている。ただし、合意された集会的和解が拘束力を得るためには、2005年法の定める要件を満たす必要がある。 ○適用範囲 集会的和解の対象となるのは、大量損害 [*] を含む事件。 [*] 法律上の定義はなくこれまで制度が利用された事件では、被害者の数が数万～数十万人であり、賠償金の総額も数千万～数億ユーロとなっている。	
許可等の要否の基準	○和解は、一部の集団構成員に対して差別的ではないか、又は明らかに不合理ではない場合は、確認されなければならない(第26条)。		○手続の第一段階(集会的和解の合意の締結) (1) 当事者 全員のための集会的和解の合意を締結することのできる当事者は、完全な権利能力を有する財団又は社団と損害賠償義務を負うとされる者である。財団と社団は定款において被害者の利益を代表することが定められているものでなければならない(民法第7編第907条第1項)。また、当該紛争を契機として、アド・ホックに設立された団体も合意の当事者となることができる。なお、被害者個人や被害者のグループが被害者全員を代表して合意を締結することはできない。 (2) 合意の内容(集会的和解の合意の締結) 被害者全員のために締結された集会的和解の合意について、裁判所の拘束力宣言がされるためには、民法第7編第907条第2項に掲げる事項について含んでいなければならない。合意がこの規定に従っていない場合は、裁判所は申立てを棄却しなければならない(民法第7編第907条第3項第a号)。 なお、法律に求められた事項を全て含んでいる合意であっても、民法第7編第907条第3項第b号～第h号に該当する場合は、裁判所は拘束力宣言の申立てを棄却しなければならない。	【集団紛争調停手続】 ○消費者紛争調停委員会による調停の特例として、集団紛争調停の手続規定が設けられており(第68条第1項)、国、自治体、韓国消費者院、消費者団体、事業者は、消費者の被害が多数の消費者と同様にあるいは類似した類型で発生する場合で、大統領令が定める事件(50名以上の消費者に発生した場合等)に対しては、同調停委員会が一括的な紛争調停ができる。 ○このような特例を設けたのは、費用負担、手続遅延、感情対立等、訴訟による副作用を防止するとともに、少額多数の被害発生という特性をもつ消費者の問題の一括的・効率的解決することを図るものである。
和通解知の内容公告等に関する要否	○裁判所は第26条によって確認が求められる和解について、集団構成員に通知しなければならない(第49条)。		○手続の第二段階(拘束力宣言の裁判) (1) 申立て(方式及び効果) 集会的和解の合意についての拘束力宣言の裁判は、合意を締結した当事者の共同の申立てによって開始される(民法第7編第907条第1項)。申立てをするには、申立書に申立人の氏名及び住所のほか、拘束力宣言がされると合意の効力を受けることとなる被害者であって、申立人に知れている者の氏名及び住所などを記載し、合意を付属書類として添付しなければならない(民事訴訟法第1013条第3項)。この申立ての審理については、アムステルダム高等裁判所が専属的な管轄を有する(民事訴訟法第1013条第3項)。 拘束力宣言の申立てにより、合意に規定されている損害賠償請求権についての出訴期間は中断され(民法第7編第907条第5項)、合意に規定されている損害賠償請求訴訟が既に係属している場合は拘束力宣言の申立てが審理されている間は中止される(民事訴訟法第1015条第1項)。 (2) 申立ての審理(審問の期日) 裁判所は審問の期日を開いて、拘束力宣言をするべきかどうかを審理する。審理における判断要素としては、損害の大きさ、損害賠償義務を負うとされる者と被害者との間の契約関係の有無、損害の性質、被害者個人の損害賠償の訴えを提起することの困難さ、和解案で提示されている金額、集会的和解により迅速な解決が可能であるか、義務者側の経済的状況等を考慮するとされる。 審問の期日の告知は裁判所が別段の定めをしない限り、申立人に知られている者に通常郵便で送付され、申立人には知られていない被害者や申立人以外の財団等のために、裁判所が指定する新聞紙への公表によっても告知しなければならない(民事訴訟法第1013条第5項)。 裁判所は必要に応じて申立人に対して書類の提出を求めたり、専門家に対して申立てに関連する論点について意見を命じることができる(民事訴訟法第1016条第1項)。	○消費者院が行う調停では、解決基準を作成することができる(第16条第2項)。 ○手続を開始する場合、調停委員会は、大統領令が定める一定期間、手続の開始を全国紙や消費者院ホームページ等を利用して公告しなければならない(第68条第2項)。 ○集団紛争調停の期間は、調停の手続の公告が終了した日の翌日から起算し、30日以内に紛争調停を終えなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合、調停委員会は延長の理由及び期限を明示し、当事者等に通知した上でその期間を延長できる(第66条第1項、同条第2項、第68条第7項)。
和解の効果	○個々の集団構成員が自身のために和解を行った場合は、訴えの取下げと同様に扱われる。		(3) 裁判確定・告知 拘束力宣言の申立てについての裁判の謄本は、申立人に対して通常郵便で送達され(民事訴訟法第1017条第1項)、申立人のみが共同で最高裁判所に破毀の申立てを行うことができる(民事訴訟法第1018条第1項)。 拘束力宣言の裁判が確定すると、合意に規定されている権利者は、離脱の申立てをした者を除き、合意の当事者とみなされ、合意の効力を受ける(民法第7編第908条第1項)。 また、拘束力宣言の裁判確定すると、裁判の謄本は、合意に規定されている損害賠償の権利者であって申立人に知られた者等に対して通常郵便送達され、申立人には知られていない権利者に対して拘束力宣言の裁判が確定したことを知らせるために、裁判所が指定する新聞紙上において公表することにより、告知が行われる(民事訴訟法第1017条第3項)。 (4) 拘束力宣言の効果からの離脱(オプト・アウト) 拘束力宣言の裁判によって集会的和解の効力を受ける権利者は、拘束力宣言の効果からの離脱を申し出ることができ、離脱の申出をした者に対しては、拘束力宣言を受けた集会的和解の合意の効力は及ばない(民法第7編第908条第2項)。離脱の申出は集会的和解において定められた者に対して、書面で通知しなければならない(民法第7編第908条第2項、)。離脱の申出をすることができる期間は、裁判所の定める3ヶ月以上の期間となる。 (5) 損害賠償額の分配 離脱の申出ができる期間が経過すると、離脱の申出をしなかった被害者に対する損害賠償金の支払が開始される。 被害者に対する支払を終えてもなお残額がある場合には、裁判所の命令により、支払をした当事者に返還される(民法第7編第910条第2項)。	○調停委員会は集団紛争調停の当事者の中から、当事者の利益を代表するのにもっとも適合した1人又は数人を代表当事者として選任できる(第68条第4項) ○調停委員会は、事業者が集団紛争調停の内容を受諾した場合に、被害を受けた消費者に対する補償計画書を作成し、提出するよう勧告できる(第68条第5項)。 ○集団紛争調停手続の当事者である消費者の一部が裁判所に訴えを提起した場合には、調停手続は停止せず、訴えを提起した消費者を調停手続から除外する(第68条第6項)。 ○調停の案を双方が受諾した場合、その紛争調停の内容は裁判上の和解と同じ効力をもつ(第67条第4項)。
その他	○集団を代表する者が集団構成員を拘束する訴訟前の和解を締結し、和解を確認するためだけに訴えを提起することはできないとされる。	○同種個別的権利または利益に基づく訴訟においては、個別の消費者や被害者を当該和解に拘束しないものとする限りにおいて、賠償額を合意することができ、個別の消費者は、合意された賠償額に不満があれば、個別訴訟により、請求を行うことは可能とされる。 ○ブラジルにおいては原告適格を有する公的機関(例:検察庁)が証拠収集を行い、証拠を精査しながら当事者に和解ないし行動調整 [*] を働きかけ、この働きかけは大きな役割を果たしている。 [*] ある一定の時期を定めて、その時期までに当事者に原状回復ないし損害賠償を履行するよう指導・調整することである。		